デジ タ ル 庁

告 示 第二十

 \bigcirc

総 務 省

に に 利 用 基 基 行 づ づ 特 政 手 < き、 定 個 続 利 行政 人情 に 用 お 特 手 け 定 報 る特 個 続 \mathcal{O} 提 人 に 定の 情 お 供 12 け 報 る 関 個 \mathcal{O} する 提 特 人を 供 定 命令 識 に \mathcal{O} 別 関 個 するため す 人 **令** Ś を 和六 命 識 令第 別 年デジ の番 す る 百 1六十二 号の た め タ ル 利 \mathcal{O} 条 庁 用 番 号の 等に関する法律第十九条第八号に基づく \mathcal{O} 内 総 閣 利 務 用等 省令第九号) 総 理 大 に 関 臣 す 及 る法 び 第百六 総 律 務 第 大 十 二 臣 + が 九 条 条の 定 第 め 規 る 八 号 定 事

令 和 六 年六 月二十 八 日

務

及び

情

報

を次

 \mathcal{O}

ょ

う

É

. 定

8

る。

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文雄

総 務 大臣 松 本 剛 明

 \mathcal{O} 利 用 表 行 特 政 \mathcal{O} 手 定 上 欄 個 続 に に 人 掲 情 お げ 報 け る る \mathcal{O} 事 提 特 務とし 定 供 12 \mathcal{O} 関 個 す 人 る 同 を 条 識 命 \mathcal{O} 令 別 第 内 す 閣 る 百 総 六 た 理大臣 十二条 \Diamond \mathcal{O} 番 及び 号 \mathcal{O} 内 \mathcal{O} 総務 閣 利 総 用 大臣 等 理 に 大 が 臣 関 定め 及 す び る る 総 法 情 務 律 大 報 第 は 臣 + が 九 同 定 条 表 第 8 る 八 \mathcal{O} 下 号 事 欄 に 務 に は 基 掲げ づ < 次

る

情

報とする。

令

和

六

年

度

Щ

形

県

鶴

畄

市

低

所

得

世 事

帯

物

価

高騰

価

高

務

対策支援給 (入所等の措置の による入所等の措置の実施に関 般会計 付 金 補正予算におけ 非 演税世 による入所等の 実施に関する情 帯 以下 る、 原 騰対 件の む。 る。 \mathcal{O} 市 に掲げる市町 令 町 規定によって課する同 和 村民 該当性 六年 以下同じ。 策支援給 を 7) 税 度 7) Ш を判定する必要がある者に係 地地 村民税 付金 形県 特 方税法第五条第二項第一 及び 別区 鶴 非 岡 (個人に係るものに 公的給付支給等 が 課税世帯 市 1号に掲げる税を含 同法第一条第二 低所得 報 世 の支給 帯 物

П

座

項 限 묽 る

二条第一 号) 同じ。 録等に関する法律 登録簿関係情報 の算定の基礎となる事項に関する情報をいう。 る入所等の 措置の実施に関する情報、 する情報、 油 に 六号)その他の地方税に関 をいう。 山 号イ、 等に関 掲げる事項をいう。 価 価 (児 (生活保護法 令和 による福祉 県鶴 を支給することを目 高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律 格 童 号に 福祉法 する法律施 五. 以下同じ。 の支給を実施するため 岡 物 口 及び 措置の 年度物価高騰対策給 身体障害者福祉 市 価 から、 規定する物価 高 騰等 の措置の実施に関する情報をいう。 (公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための (昭和二十五年法律第百四十四号) (昭和二十二年法律第百六十四号) 並 実施に関 (令和三年法律第三十八号) びに同れ 行規 低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。 の影響に鑑 以下同じ。 的 則 地方税関係 とし する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はそ する情報及び 条第二号に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給 高騰対策給付金をいう。 知的障害者福祉法 法 **令** (昭和二十四年法律第二百八十三号) て国 み、 和 付 \mathcal{O} 五. 金 基礎とする情報 情報 令和六年度鶴岡市 が交付する交付金を 年 (第二号) -内閣府 令和五年度物価高騰対策給付金 老人福祉法 (地方税法 (昭和三十五年法律第三十七号)によ 総務省 第三条第三項第 以下同じ。 物 による保護の実施に関する情 価高騰対策給付金に係る差押禁 以下同じ。 以下同じ。)、 (令和 (昭和二十五年法律第二百二十 (昭和三十八年法律第百三十三 財 財)、公的給付支給等口 源 務省令第 五年法律第八十一号) とし 一号から第三号ま 7 の支給に関する情 預貯金 生活保護関係情 市 号) 町 (第一号) 村 第二条第 口座 特 別 \mathcal{O} 第 で 登 座 報 登録簿関係情報に関する情報

価高騰等の影響に鑑み、令和六年度福島市一般会計当初予算における、福島県福島	三 令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金(原油価格や物	付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務	物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給	情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度	関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係	う。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に	おける、山形県鶴岡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をい	帯)(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度鶴岡市一般会計補正予算に	二 令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金(均等割のみ課税世	報を含む。)の管理に関する事務	であって、同令第一条第一号に掲げるものをいう。以下同じ。)の支給に関する情	ることを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金	までに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給す	物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第一号ハからホ	のをいう。以下同じ。)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(を含む。以下同じ。)から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるも
等生活支援特別給付金の支給要件の該当性	令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯				座登録簿関係情報に関する情報	者に係る市町村民税及び公的給付支給等口	の支給要件の該当性を判定する必要がある	騰対策支援給付金(均等割のみ課税世帯)	令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高							

市から、 二年法律第二十七号) 別定額給付金 支給を実施するための基礎とする情報 同 護関係情報、 じ。 0 低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。 支給に関する情 地方税関係情報、 (令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律 第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。以下 報 公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和二年度特 令 和 五. 年 (入所等の措置の実施に関する情報、 -度物 価 高騰 対 策 給 付 金 (第 以下同じ。 号) の支給に 生活保 (令 和 \mathcal{O}

関する情報

及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に
を判定する必要がある者に係る市町村民税
を判定する必要がある者に係る市町村民税

「病情報、地方税関係情報、児童扶養等の影響に鑑み、令和六年度八月報「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病情報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」「病性報」<	五 令和六年度新潟県小千谷市価格高騰 でいる。)の管理に関する情報及び令和六年度 が、 一の支給に関する情報、 一の支給に関する情報、 の支給に関する情報、 の支給に関する情報 の支給に関する情報 の支給に関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する情報 のするに関する事務	給付金の支給に関する情報を度物価高騰対策給付金(第二をする情報(入所等の措置のとする情報(入所等の措置のとする情報(入所等の措置のとする情報、令和五年度物価高騰報、公的給付支給等口座登録とする情報、令和 無	和六年度物価高騰対策給付金の支関する情報を介和五年度物価高騰
養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和三十六年がら支給される給付をいう。以下同じ。)の支給がら支給される給付をいう。以下同じ。)の支給世帯物価高騰対策支援給付金(原油価格や物価高	令和六年度物価高騰対策給付金の支給に関する情報を含給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情点から支給される給付をいう。以下同じ。)の支給を実合が一般会計当初予算における、新潟県小千谷市から、市価格高騰緊急支援給付金(原油価格や物価高騰等の影	の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の管理に関する事務の	金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務価高騰対策給付金(第二号)の支給に関する情報及び令
令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高	支給等口座登録簿関係情報に関する情報要がある者に係る市町村民税及び公的給付要がある者に係る市町村民税及び公的給付まに関する情報の設当性を判定する必要がある。	中座登録簿関係情報に関する情報の支給要件の該当性を判定する必要があ金の支給要件の該当性を判定する必要があるがある。	

等 口 和 得者世帯 生活支援臨時 する法律(令和四年法律第七十九号) 子育て世 防 度住民税非 下同じ。 法 を支援する観点から支給される給付金をいう。 ている状況に鑑み、 る児童手当又は特例給付 の支給に関する情報、 Ŧī. 町 止 律 令和 を支 み、 和四年度電力・ 座 年度八幡市低所得世帯 新型コロナウイ 村から、 0) 年法律第百三十四号) 第二 令和四 ため 登録簿関係情 別児童扶養手当関 (援す 匹 帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付金であって、 令 和 年 0 0 課税世帯等臨 んる観 措置の 年度京都府八幡 支援の観点から支給されるものをいう。 特別事業費補助金を財源として市町村から支給される給付金で、 児童手当関係情報 五年度八幡 度 低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。 八幡 八号) ガス・ 影響に鑑み、 令和四年九月二十日に閣議において決定された令和四年度 ルス感染症及び原油価格 報、 か 市 に ら支 による児 般会計 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 時特別給付金 令和二年度特別定額給付金の支給に関する情報、 係 市 の支給に関する情報をいう。 給 食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関 による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。 情報 物 般会計 さ 価 市家計支援給付金 高騰 れ 補正予算における、 童 (児童手当法 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 令和三. る 扶 補正予算における、 対策支援給付金 養手当の 第一 行 (新型コ 一年度一 金を 条に規定する原油価格及び物価が高 支給に関 (昭和四十六年法律第七十三号)によ ロナウイルス感染症及びそのまん延 う。 以下同じ。 物価高騰対策予備費の使用に基 般会計補正予算 (原 京都 以 油価格や物価高騰等の影響に鑑 (原 以下同じ。 以下同じ。) 下 する情報をいう。 京都府 同 油 府 価格や物 八幡市から、 の支給に係る情報 八 (第一号) における)、公的給付支給 、幡市、 価高騰等 の支給に関 支 給 から、 以下同 低 令和 翼 所得 下 (昭 7の影響 する情 低 同 低所 する 所得 和三 世 ľ, 般 以 帯 金

七 時給 算に る情 情報 み、 的 地 施に関する情 をいう。 高 都府八幡市家計支援給付金の支給に関する情報、 電 礎とする情報 支援する観点から支給される給付をいう。 物 報 付支給等口座登録簿関係情 (以下この の支給に関する情報及び令和五年度物価高騰対策給付金 方税等を還付する場合に利用する口座 付 騰 力 給 令 価 令和六年度兵庫県福崎町 付金 和六 令和六年 おける、 報を含む 対策支援給付金の支給に関する情報、 和三年度住民税非課税世帯等臨 付支給等口座登録簿関係情 高 令 児童扶養手当関係情 ガス・ 騰 和 第 対策 以下同じ。 年 五. (原 -度京都空 項におい 年 号) 報、 給 兵庫県福 油価格や物 度八幡市 食料品等価 度 (入所等の措置の実施に関する情報、 付 物 生活保護関係 0 0 金 価 府 て 管理に関する事 支 八 高 給 幡 (第二号) の支給を実施するための基礎とする情報 崎 騰 「地方税: 般会計当初予算における、 市定額 町 価 格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報、 対 物価 関 報 報 カゝ 高騰等の 策 5 す 給 情報、 え情 等 地方税等の振替口座情報 報、 特別 の支給に関する情報を含む。 高騰に伴う低所得世帯 減 付 低所得者世帯を支援する観点から支給される給付 税補足給付金 金 という。 務 令和二年度特別定額給付金の支給に関する情 影響に鑑み、 時特別給付金の支給に関する情報 児童扶養手当関係情報、 報 地方税関係情報、 第 **情報をいう。** 令 以下同じ。 号) 令和五年度物価 和 五. を口座! 一年度 0 (原 支給に関 令和六年度福 令和五年度八幡市低所得世帯 京都府八幡市から、 油価 生活保護関係情報、 物 振替により納付する場合又は 価 格や物 児童手当関係情報、 の支給を実施するため 高 低 (地方税若しくは水道 令和五 する 騰 所得の子育て世帯支援臨 高騰対策給付金 (第 対 児童手当関係情 策 崎 価高騰等 の管理に 情報及び令 二号) (入所等の措置 町 給 年度物価高騰対策 付 般会計当初予 の支給に関 令和四年度京 地域住! 令和四年度 地方税関係 関する事 \mathcal{O} 影響 第二 和 (第 公的 報 五. 号 料金 の実 物価 \mathcal{O} 民 12 年 号 給 基 鑑 報 公 を 務 度 等 付 令 情報に関する情報 令 あ 所得世帯 る者に係 金の支給 る者に係 金 П 和 和 0 六 座 六 支給 年 年 登 る公的 録簿 要件 度 度 要件 る市 低 兵 京 所得 関 庫 都 の該当性を判定する必要が 係 町 \mathcal{O} 県 給付支給等口座登録 府 所報に 該当 村 \mathcal{O} 福 八 民税及び公的給付支給 子育て世帯支援臨 幡 崎 性を判定する必 町 市 関する情報 物価 定 類減税補 高騰に伴う低 簿関 足給 時 が 給 係 あ 付

の支給に関する情報	
。)の管理に関する事務	
九 令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金(原油価格や物価高	令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨
騰等の影響に鑑み、令和六年度さぬき市一般会計補正予算における、香川県さぬき	時特別生活支援金の支給要件の該当性を判
市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。)の	定する必要がある者に係る市町村民税及び
支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保	公的給付支給等口座登録簿関係情報に関す
護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物	る情報
価高騰対策給付金(第一号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金	
(第二号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金の支給に関する	
情報を含む。)の管理に関する事務	
十 令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非課税又は均等割のみ課税世帯給付金及	令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非
び低所得者の子育て世帯加算給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六	課税又は均等割のみ課税世帯給付金及び低
年度大野城市一般会計補正予算における、福岡県大野城市から、低所得者世帯を支	所得者の子育て世帯加算給付金の支給要件
援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基	の該当性を判定する必要がある者に係る市
礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係	町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関
情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一	係情報に関する情報
号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第二号)の支給に関す	
る情報及び令和六年度物価高騰対策給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に	
関する事務	
十一 令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調整給付金(原油価格や物価高騰等の	令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調
影響に鑑み、令和六年度大野城市一般会計補正予算における、福岡県大野城市から	整給付金の支給要件の該当性を判定する必
- 、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。)の支給を実施	要がある者に係る市町村民税及び公的給付
するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報	支給等口座登録簿関係情報に関する情報

給付 支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金の支給に関する情報を含む 地 の管理に関する事務 金 方 税 (第一号) の支給に関する情報、 関 係情 報、 公的 給 付 支給等 _I 座 令和五年度物価 登 益 簿関 係情 報 高 騰対策給付金 和五 年 -度物価 (第二号) 高騰 対策

二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をい 六年 する情報、 世帯生活支援特別給付金 を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、 の影響に鑑み、 て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律)の支給に関する情報、 報、 ・度物価高騰対策給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務 低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。 令和六年度福岡県みやこ町 地方税関係情報、 令和五年度物価高騰対策 令和六年度みやこ町一般会計補正予算における、 (令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育 公的給付支給等口座登録簿関係情報、 令和五年度物価高騰対策給付金 住民 **%給付金** 税非課税世帯等給 (第二号) (令和五年法律第四十二号) 第一条第 の支給に関する情報及び令和 付 金 (原 (第一号) の支給に関 以下同じ。 油価格や物価 令和五年度子育て 福岡県みやこ町か 生活保護関)の支給 高 騰等

> 帯等給付金の支給要件の 付支給等 必要がある者に係る市 和 六年 口座登録簿関係情報に関する情報 度 福 岡県みやこ 町村民税及び公的給 該当性を判定する 町 住民税非 課 税 世

令

附

則

この告示は、 公布の日から適用する。